近畿総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
中国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
四国総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
九州総合通信局管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。
沖縄総合通信事務所管内	令和10年６月30日まで	任意の１GHz幅における等価等方輻射電力が5000W以下	（注３）空中線電力は、５W以下に限る。

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

（注３）　この周波数の使用は、陸上での使用に限るものとし、かつ、次に掲げる周波数を除く。109.5GHzから111.8GHzまで、114.25GHzから116GHzまで、148.5GHzから151.5GHzまで、164GHzから167GHzまで、182GHzから185GHzまで、190GHzから191.8GHzまで、200GHzから209GHzまで、226GHzから231.5GHzまで及び250GHzから252GHzまでの周波数

○環境省告示第二十八号

環境省組織令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百十七号）の施行に伴い、環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十八年一月環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年五月二十八日

環境大臣　石原　宏高

第五の表中「廃棄物規制課」を「資源循環課」に改める。

その他告示

○農林水産省
経済産業省告示第二号
国土交通省

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構から認可申請のあった香川用水施設改築事業に関する事業実施計画を認可したので、同条第五項の規定に基づき、この旨を次のとおり公示する。

令和八年五月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

一　事業の名称
　香川用水施設改築事業
二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
(一)　取水施設	
ア　取水工	徳島県三好市
イ　幹線導水路	徳島県三好市、香川県三豊市
(二)　水路	
ア　東部幹線水路	香川県三豊市、仲多度郡琴平町、仲多度郡まんのう町、丸亀市、綾歌郡綾川町、高松市
(三)　調整池等	
ア　調整池	香川県三豊市

三　事業実施計画の認可の日
　令和八年五月十三日

○国土交通省告示第六百四十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十八日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

路線名	国土交通大臣　金子　恭之
供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道　静岡県駿東郡小山町桑木字南ノ原五八〇番二四から同県駿東郡小山町桑木字南ノ原五九九番一八七まで	令和八年五月二十九日〇時

○国土交通省告示第六百四十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和八年五月二十八日

事案番号　令８第3001号	国土交通大臣　金子　恭之
事案の種類　審査請求の裁決	事案の内容　令和４年12月27日付けで国土交通大臣が行った東日本旅客鉄道株式会社への旅客運賃上限変更認可処分（令和四年国鉄事第五百四十六号）の取消を求める審査請求について

○国土交通省告示第六百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年五月二十一日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊐多―10676	いすゞ　N222D	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号

○国土交通省告示第六百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、令和七年五月二十一日次のとおり自動車の共通構造部をその型式について指定した。

令和八年五月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	特定共通構造部の名称及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
㊐共―28	いすゞ　N221D	いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
㊐共―29	いすゞ　N121D	〃	〃